

陸上養殖支援情報 Q&A

陸上養殖業の届出手続き及び支援制度案内

1. 陸上養殖の届出等

Q1-1：届出制の対象となる陸上養殖業はなにか。

A1-1：「海水を使用して、食用の水産物であるバナメイエビやウニなどを養殖する」等の条件に該当する場合、届出が必要です。詳しくは以下のページを御参照ください。

[＜神奈川県 HP「陸上養殖が届出制になりました」＞](#)

Q1-2：何を提出しなければならないのか。

A1-2：養殖開始前に提出していただく「開始届出書」、毎年提出していただく「実績報告書」等があります。提出先、届出書の様式など、詳しくは A1-1 に記載のページを御参照ください。

Q1-3：どのような魚種が多いのか知りたい。

A1-3：水産庁が取りまとめていますので、以下のページを御参照ください。

[＜水産庁 HP「陸上養殖業の届出について」＞](#)

2. 陸上養殖の支援事業

Q2-1：陸上養殖を行いたいのですが、補助金等はあるか。

A2-1：事業主体（漁協、漁業者、民間事業者）ごとに活用可能なメニューが異なります。詳細は以下のページを御参照ください。

[＜水産庁 HP「養殖業の振興について」＞](#)

Q2-2：神奈川県独自の補助金等はあるか。

A2-2：県内の漁業者が事業主体となる海面養殖及び陸上養殖については、県の補助事業（1/3 補助）がありますので、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

神奈川県環境農政局農水産部水産課 水産企画グループ

電話：045-210-4542(直通)

3. 魚病関係（着地検査等）

Q3-1：養殖用の種苗等を購入してくる場合、必要な検査・手続きはあるか

A3-1：国外から輸入する場合、①動物検疫所への輸入許可申請、②着地検査が必要です。詳細は以下のページを御参照ください。

なお、国内で購入する場合、基本的に許可申請や着地検査は不要です。

[＜農林水産省 HP「水産動物の病気を防ぐために」＞](#)

[＜動物検疫所 HP「水産動物を輸入する皆様へお知らせ」＞](#)

Q3-2：輸入許可申請や着地検査の対象の範囲を知りたい。

A3-2 : 輸入許可申請・着地検査が必要な水産動物と対象となる輸入防疫対象疾病が定められています。以下のホームページを御参照ください。

[＜農林水産省 HP「水産輸入防疫制度について」＞](#)

Q3-3 : 輸入許可申請、着地検査に必要な書類を知りたい。

A3-3 : 【輸入許可申請】

輸入者は、水産動物の日本到着 5 日前までに、輸入許可申請書及び輸出国政府機関発行の検査証明書を、輸入空海港を管轄する動物検疫所に提出してください。詳細は以下のページを参照してください。

[＜動物検疫所 HP「水産動物の検査について」＞](#)

【着地検査】

輸入者は、輸入許可申請書の写し、輸出国政府発行の検査証明書の写しを神奈川県に提出してください。

〈問合せ先〉

神奈川県環境農政局農水産部水産課 水産企画グループ

電話 : 045-210-4542(直通)

4. 出荷・輸出関係（輸出、衛生証明書の発行、適合施設の認定）

Q. 4-1 : 生産した養殖水産物を輸出する場合、必要な手続きはあるか。

A. 4-1 : 輸出する水産物の種類、輸出先国に応じて、衛生証明書の発行や最終加工施設等の施設認定が必要な場合があります。詳細は以下のページを御参照ください。

[＜農林水産省 HP「証明書や施設認定の申請」＞](#)

リンク集

陸上養殖に関連する情報や手続きについて、必要なリンクを以下にまとめています。

1. 陸上養殖に関する届出等

- [陸上養殖業の届け出について（神奈川県）](#)
- [届出書類の様式と提出先（神奈川県）](#)
- [養殖対象魚種に関する情報（水産庁）](#)

2. 陸上養殖の支援事業

- [補助金等支援制度（水産庁）](#)
- 神奈川県独自の補助事業
（問合せ先）神奈川県環境農政局農水産部水産課 水産企画グループ
電話：045-210-4542（直通）

3. 魚病関係（着地検査等）

- [水産動物の病気を防ぐために（農林水産省）](#)
- [水産動物を輸入する皆様へお知らせ（動物検疫所）](#)
- [輸入検疫対象種及び防疫対象疾病について（農林水産省）](#)
- [輸入した水産動物の検査について（動物検疫所）](#)

4. 出荷・輸出関係

- [養殖水産物の輸出手続きについて（農林水産省）](#)
-